

関原発第287号  
令和2年8月28日

原子力規制委員会 殿

住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号  
申請者名 関西電力株式会社  
代表者氏名 執行役社長 森本 孝

大飯発電所1号発電用原子炉施設  
廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3  
4第3項において準用する同法第12条の6第3項の規定に基づき、下記のとおり大飯発電所1号発電用原子炉施設の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

記

- 一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
氏名又は名称 関西電力株式会社  
住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号  
代表者の氏名 執行役社長 森本 孝
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地  
名 称 大飯発電所  
所 在 地 福井県大飯郡おおい町大島
- 三 発電用原子炉の名称  
名 称 大飯発電所1号発電用原子炉

#### 四 変更に係る事項

令和元年12月11日付け原規規発第1912114号をもって認可を受けた大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画認可申請書の記載事項中、「六 核燃料物質の管理及び譲渡し」を「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に、「七 核燃料物質による汚染の除去」を「九 核燃料物質による汚染の除去」に、「八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」を「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に、「九 廃止措置の工程」を「十一 廃止措置の工程」に読み替えるとともに、次の事項の記述を別紙のとおり変更又は追加する。

- 四 廃止措置対象施設及びその敷地
- 五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 六 性能維持施設
- 七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 八 核燃料物質の管理及び譲渡し
- 九 核燃料物質による汚染の除去
- 十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄
- 十一 廃止措置の工程
- 十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

#### 五 変更の理由

##### (1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、及び同法を実施するため、令和2年1月23日付けで実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部の改正が行われたことから、関連する廃止措置計画認可申請書の記述の変更及び記述の追加を行う。

##### (2) その他、記載の適正化を行う。

別紙

変 更 の 内 容

#### 四 廃止措置対象施設及びその敷地

廃止措置対象施設及びその敷地の記述の一部を、大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 本文四

変更前	変更後	備考
<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p> <p>(1) 廃止措置対象施設</p> <p>廃止措置対象施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)に基づき、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた1号発電用原子炉(以下「1号炉」という。)及びその附属施設である。</p> <p>なお、3号発電用原子炉(以下「3号炉」という。)及び4号発電用原子炉(以下「4号炉」という。)との共用施設については、3号炉の附属施設(以下「3号炉施設」という。)及び4号炉の附属施設(以下「4号炉施設」という。)としての<u>保守管理を実施し、3号炉施設及び4号炉施設として施設定期検査を受けるものとする。</u>また、3号炉及び4号炉との共用施設は、1号炉の廃止措置終了後も3号炉施設及び4号炉施設として引き続き供用する。</p> <p>大飯発電所の原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を第4-1表に、廃止措置対象施設を第4-2表に示す。</p>	<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p> <p>(1) 廃止措置対象施設</p> <p>廃止措置対象施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)に基づき、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた1号発電用原子炉(以下「1号炉」という。)及びその附属施設である。</p> <p>なお、3号発電用原子炉(以下「3号炉」という。)及び4号発電用原子炉(以下「4号炉」という。)との共用施設については、3号炉の附属施設(以下「3号炉施設」という。)及び4号炉の附属施設(以下「4号炉施設」という。)としての<u>施設管理を実施する。</u>また、3号炉及び4号炉との共用施設は、1号炉の廃止措置終了後も3号炉施設及び4号炉施設として引き続き供用する。</p> <p>大飯発電所の原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を第4-1表に、廃止措置対象施設を第4-2表に示す。</p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法の記述の一部を、大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 本文五

変更前	変更後	備考
<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>2. 廃止措置の基本方針</p> <p>(中略)</p> <p>なお、使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界にならないと評価できることから使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための<u>重大事故対策設備</u>は不要である。</p>	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>2. 廃止措置の基本方針</p> <p>(中略)</p> <p>なお、使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界にならないと評価できることから使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための<u>重大事故等対処設備</u>は不要である。</p>	<p>・記載の適正化</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

## 六 性能維持施設

性能維持施設の記述を、大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり追加する。



変更前	変更後	備考
-	<p>六 <u>性能維持施設</u></p> <p>1. <u>性能維持施設</u></p> <p><u>廃止措置を安全に進めるうえで、放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建屋及び構築物、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、非常用電源設備等の施設を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。性能維持施設に係る必要な機能及び性能並びに維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。</u></p> <p><u>(1) 放射性物質を内包する系統及び設備を収納する原子炉格納施設、原子炉補助建屋について、これらの系統及び設備を撤去するまでの期間、放射性物質漏えい防止機能及び性能並びに放射線遮蔽機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>(2) 新燃料貯蔵設備について、新燃料を貯蔵している期間、臨界防止機能及び性能を維持管理する。使用済燃料貯蔵設備について、使用済燃料を貯蔵している期間、臨界防止機能及び性能並びに浄化・冷却等の機能及び性能を維持管理する。また、核燃料物質取扱設備について、使用済燃料を貯蔵している期間、臨界防止機能及び性能並びに燃料落下防止機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p><u>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設について、放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間、放射性廃棄物処理機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う記載の追加</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 本文六

変更前	変更後	備考
-	<p>(4) <u>放射線管理施設について、関連する設備の供用終了又は放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理完了又は管理区域を解除するまでの期間、環境への放射性物質の放出管理機能及び性能、原子炉施設内の放射線監視機能及び性能並びに放射線管理機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p>(5) <u>原子炉格納容器及び原子炉補助建屋の換気設備について、管理区域を解除するまでの期間、放射性物質による汚染の拡散を防止するための換気機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p>(6) <u>非常用電源設備について、使用済燃料貯蔵設備に使用済燃料を貯蔵している期間、使用済燃料貯蔵設備等の安全確保上必要な設備への電源供給機能及び性能を維持管理する。</u></p> <p>(7) <u>その他の安全確保上必要な設備について、安全確保上必要な期間、安全確保上必要な機能及び性能が確保されるよう維持管理を行う。</u></p> <p><u>以上の基本的な考え方に基づく具体的な性能維持施設を第6-1表に示す。</u></p> <p><u>廃止措置の進捗に応じて、第6-1表に示す性能維持施設を変更する場合は、廃止措置計画に反映し変更認可を受ける。</u></p> <p><u>2. 性能維持施設の施設管理</u></p> <p><u>性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び</u></p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う記載の追加</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 本文六

変更前	変更後	備考
-	<p><u>性能を維持できるよう、保安規定に施設管理計画を定め、これに基づき施設管理を実施する</u></p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う記載の追加</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前		変更後		備考																																												
		第6-1表 性能維持施設 (1/9)		・ 実用炉規則改正に伴う記載の追加																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉本体</td> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するようないかなる損傷がない状態であること。</td> <td>1号炉炉心の支持構造物等の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>格納容器遮蔽建屋</td> <td>1式</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質取扱設備</td> <td>使用済燃料ピットクレーン</td> <td>1個<sup>※1</sup></td> <td>臨界防止機能</td> <td>燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。除染に影響するようないかなる損傷がない状態であること。</td> <td>使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋クレーン</td> <td>1個<sup>※1</sup></td> <td>燃料落下防止機能</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>除染装置(使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))</td> <td>1個<sup>※1</sup></td> <td>除染機能</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>臨界防止機能</td> <td>燃料集合体の臨界防止に影響するようないかなる損傷がない状態であること。</td> <td>新燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>			施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するようないかなる損傷がない状態であること。	1号炉炉心の支持構造物等の解体が完了するまで	格納容器遮蔽建屋	1式				核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン	1個 <sup>※1</sup>	臨界防止機能	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。除染に影響するようないかなる損傷がない状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	補助建屋クレーン	1個 <sup>※1</sup>	燃料落下防止機能			除染装置(使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))	1個 <sup>※1</sup>	除染機能				核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	1式 <sup>※1</sup>	臨界防止機能	燃料集合体の臨界防止に影響するようないかなる損傷がない状態であること。
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能			性能	維持期間																																								
		設備(建屋)名称	維持台数																																													
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するようないかなる損傷がない状態であること。	1号炉炉心の支持構造物等の解体が完了するまで																																										
		格納容器遮蔽建屋	1式																																													
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン	1個 <sup>※1</sup>	臨界防止機能	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。除染に影響するようないかなる損傷がない状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																										
		補助建屋クレーン	1個 <sup>※1</sup>	燃料落下防止機能																																												
		除染装置(使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))	1個 <sup>※1</sup>	除染機能																																												
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	1式 <sup>※1</sup>	臨界防止機能	燃料集合体の臨界防止に影響するようないかなる損傷がない状態であること。	新燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の新燃料の搬出が完了するまで																																										
		※1: 1号及び2号炉共用																																														

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前		変更後						備考
		第6-1表 性能維持施設 (2/9)						・ 実用炉規則改正に伴う記載の追加
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット、使用済燃料ラック	1式 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	臨界防止機能	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで
		燃料取替用水タンク	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1式 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	水位監視機能	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	燃料取替用水タンク	使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1式 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	漏えい監視機能	使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで
		プラント(主)排気筒	使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1系統 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。燃料集合体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。	
				1台 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	給水機能(ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	
				2基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。	

※1: 1号及び2号炉共用

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考																																																							
	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (3/9)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="13">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>廃液蒸発装置</td> <td>2基<sup>※1</sup></td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="13">放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="13">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>イオン交換器(廃液モニタ脱塩塔)</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>洗たく排水処理設備</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>ホールドアップタンク</td> <td>2基<sup>※1</sup></td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液ホールドアップタンク</td> <td>2基<sup>※1</sup></td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>床ドレンタンク</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>廃液モニタタンク</td> <td>2基<sup>※1</sup></td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>イオン交換器(廃液蒸留水脱塩塔、ホールドアップタンク脱塩塔)</td> <td>3基<sup>※1</sup></td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>薬品ドレンタンク</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>保修点検建屋内モニタタンク</td> <td>2基<sup>※1</sup></td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>保修点検建屋内イオン交換器</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td>タービン復水器冷却水放水路</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>既許認可どおり</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※1: 1号及び2号炉共用</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	廃液蒸発装置	2基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	イオン交換器(廃液モニタ脱塩塔)	1基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	洗たく排水処理設備	1基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	ホールドアップタンク	2基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	廃液ホールドアップタンク	2基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	廃液蒸留水タンク	1基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	床ドレンタンク	1基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	廃液モニタタンク	2基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	イオン交換器(廃液蒸留水脱塩塔、ホールドアップタンク脱塩塔)	3基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	薬品ドレンタンク	1基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	洗浄排水タンク	1基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	保修点検建屋内モニタタンク	2基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	保修点検建屋内イオン交換器	1基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	タービン復水器冷却水放水路	1式 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則改正に伴う記載の追加</li> </ul>
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備					機能	性能			維持期間																																												
		設備(建屋)名称	維持台数																																																						
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	廃液蒸発装置	2基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり	放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																			
		イオン交換器(廃液モニタ脱塩塔)	1基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり																																																					
		洗たく排水処理設備	1基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり																																																					
		ホールドアップタンク	2基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり																																																					
		廃液ホールドアップタンク	2基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり																																																					
		廃液蒸留水タンク	1基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり																																																					
		床ドレンタンク	1基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり																																																					
		廃液モニタタンク	2基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり																																																					
		イオン交換器(廃液蒸留水脱塩塔、ホールドアップタンク脱塩塔)	3基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり																																																					
		薬品ドレンタンク	1基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり																																																					
		洗浄排水タンク	1基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり																																																					
		保修点検建屋内モニタタンク	2基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり																																																					
		保修点検建屋内イオン交換器	1基 <sup>※1</sup>	既許認可どおり																																																					
タービン復水器冷却水放水路	1式 <sup>※1</sup>	既許認可どおり																																																							

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考																												
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (4/9)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="6">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>アスファルト固化ドラム詰装置</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> <td rowspan="6">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="6">放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。</td> <td rowspan="6">放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>置</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>ペイラ</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>雑固体焼却設備</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂処理装置</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂タンク</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>廃樹脂貯蔵タンク</td> <td>3基<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">※1：1号及び2号炉共用</p> </div>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	アスファルト固化ドラム詰装置	1基 <sup>※1</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	置	1基 <sup>※1</sup>	ペイラ	1基 <sup>※1</sup>	雑固体焼却設備	1基 <sup>※1</sup>	廃樹脂処理装置	1基 <sup>※1</sup>	廃樹脂タンク	1基 <sup>※1</sup>	廃樹脂貯蔵タンク	3基 <sup>※1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則改正に伴う記載の追加</li> </ul>
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備					機能	性能			維持期間																	
		設備(建屋)名称	維持台数																											
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	アスファルト固化ドラム詰装置	1基 <sup>※1</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																								
		置	1基 <sup>※1</sup>																											
		ペイラ	1基 <sup>※1</sup>																											
		雑固体焼却設備	1基 <sup>※1</sup>																											
		廃樹脂処理装置	1基 <sup>※1</sup>																											
		廃樹脂タンク	1基 <sup>※1</sup>																											
廃樹脂貯蔵タンク	3基 <sup>※1</sup>																													

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



変更前	変更後	備考																																								
	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (5/9)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管用の主要な設備</td> <td>固定エアモニタ(ドラム詰室、使用済燃料ピット付近、廃棄物処理建屋アスファルト固化ドラム充填監視室、雑固体焼却炉作業エリア、使用済燃料輸送容器保管建屋内)</td> <td>5台<sup>※1</sup></td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>手足モニタ(退出モニタ)</td> <td>3台<sup>※1</sup></td> <td>放射線監視機能</td> <td>管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれらを確実に検出できる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋外管用の主要な設備</td> <td>放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室)</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>放射線管理機能</td> <td>出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排気モニタ(プラント排気筒ガスモニタ、廃棄物処理建屋排ガスモニタ、雑固体焼却炉排ガスモニタ)</td> <td>4台<sup>※1</sup></td> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ、保修点検建屋排水モニタ、タービン建屋床下レンモニタ)</td> <td>4台<sup>※1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※1: 1号及び2号炉共用</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	放射線管理施設	屋内管用の主要な設備	固定エアモニタ(ドラム詰室、使用済燃料ピット付近、廃棄物処理建屋アスファルト固化ドラム充填監視室、雑固体焼却炉作業エリア、使用済燃料輸送容器保管建屋内)	5台 <sup>※1</sup>	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	手足モニタ(退出モニタ)	3台 <sup>※1</sup>	放射線監視機能	管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれらを確実に検出できる状態であること。	管理区域を解除するまで	放射線管理施設	屋外管用の主要な設備	放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室)	1式 <sup>※1</sup>	放射線管理機能	出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。		排気モニタ(プラント排気筒ガスモニタ、廃棄物処理建屋排ガスモニタ、雑固体焼却炉排ガスモニタ)	4台 <sup>※1</sup>	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで			排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ、保修点検建屋排水モニタ、タービン建屋床下レンモニタ)	4台 <sup>※1</sup>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則改正に伴う記載の追加</li> </ul>
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備					機能	性能			維持期間																													
		設備(建屋)名称	維持台数																																							
放射線管理施設	屋内管用の主要な設備	固定エアモニタ(ドラム詰室、使用済燃料ピット付近、廃棄物処理建屋アスファルト固化ドラム充填監視室、雑固体焼却炉作業エリア、使用済燃料輸送容器保管建屋内)	5台 <sup>※1</sup>	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで																																				
		手足モニタ(退出モニタ)	3台 <sup>※1</sup>	放射線監視機能	管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれらを確実に検出できる状態であること。	管理区域を解除するまで																																				
放射線管理施設	屋外管用の主要な設備	放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室)	1式 <sup>※1</sup>	放射線管理機能	出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。																																					
		排気モニタ(プラント排気筒ガスモニタ、廃棄物処理建屋排ガスモニタ、雑固体焼却炉排ガスモニタ)	4台 <sup>※1</sup>	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																				
		排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ、保修点検建屋排水モニタ、タービン建屋床下レンモニタ)	4台 <sup>※1</sup>																																							

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



変更前	変更後	備考																																												
	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (6/9)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納施設</td> <td rowspan="3">構造</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>1式</td> <td>放射線物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁による放射線物質漏えい防止機能を除く。)</td> <td>外部へ放射線物質が漏えいすること。有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>格納容器換気送風機</td> <td>1台</td> <td>換気機能</td> <td>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>格納容器排風機</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="3">非常用電源設備</td> <td>格納容器換気設備(高効率エアフィルタ)</td> <td>1台</td> <td>電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)</td> <td>非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</td> <td>使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>1組<sup>※1</sup></td> <td></td> <td>非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※1: 1号及び2号炉共用</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1式	放射線物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁による放射線物質漏えい防止機能を除く。)	外部へ放射線物質が漏えいすること。有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	格納容器換気送風機	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	格納容器排風機	1台					その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	格納容器換気設備(高効率エアフィルタ)	1台	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	ディーゼル発電機	1台 <sup>※1</sup>				蓄電池	1組 <sup>※1</sup>		非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則改正に伴う記載の追加</li> </ul>
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備					機能	性能			維持期間																																	
		設備(建屋)名称	維持台数																																											
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1式	放射線物質漏えい防止機能(事故時の気密性及び格納容器隔離弁による放射線物質漏えい防止機能を除く。)	外部へ放射線物質が漏えいすること。有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																								
		格納容器換気送風機	1台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																								
		格納容器排風機	1台																																											
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	格納容器換気設備(高効率エアフィルタ)	1台	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																								
		ディーゼル発電機	1台 <sup>※1</sup>																																											
		蓄電池	1組 <sup>※1</sup>		非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。																																									

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前		変更後		備考																																																	
		<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (7/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他 原子炉 の附属 施設</td> <td rowspan="2">その他 の主要 な事項</td> <td>使用済燃料輸送容器保管建屋 (管理区域境界)</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>保修点検建屋 (管理区域境界)</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>線源となる設備の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他 主要施 設</td> <td rowspan="3">原子炉 補機冷 却設備</td> <td>保修点検建屋</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>放射性物質漏えい防止機能</td> <td>外部へ放射性物質が漏えいするようないかなる状態でも、性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射性機器冷却水ポンプ</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td rowspan="2">冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td rowspan="2">性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。</td> <td rowspan="2">使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射性機器冷却水ポンプ</td> <td>1基<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>放射性機器冷却水サージタンク</td> <td>1個<sup>※1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>海水ポンプ</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td></td> <td>性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※1：1号及び2号炉共用</p>		施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他 原子炉 の附属 施設	その他 の主要 な事項	使用済燃料輸送容器保管建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	保修点検建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体が完了するまで	その他 主要施 設	原子炉 補機冷 却設備	保修点検建屋	1式 <sup>※1</sup>	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするようないかなる状態でも、性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。	管理区域を解除するまで	放射性機器冷却水ポンプ	1台 <sup>※1</sup>	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	放射性機器冷却水ポンプ	1基 <sup>※1</sup>			放射性機器冷却水サージタンク	1個 <sup>※1</sup>						海水ポンプ	1台 <sup>※1</sup>		性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則改正に伴う記載の追加</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備				機能	性能				維持期間																																										
		設備(建屋)名称	維持台数																																																		
その他 原子炉 の附属 施設	その他 の主要 な事項	使用済燃料輸送容器保管建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																															
		保修点検建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体が完了するまで																																															
その他 主要施 設	原子炉 補機冷 却設備	保修点検建屋	1式 <sup>※1</sup>	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするようないかなる状態でも、性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。	管理区域を解除するまで																																															
		放射性機器冷却水ポンプ	1台 <sup>※1</sup>	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																															
		放射性機器冷却水ポンプ	1基 <sup>※1</sup>																																																		
		放射性機器冷却水サージタンク	1個 <sup>※1</sup>																																																		
		海水ポンプ	1台 <sup>※1</sup>		性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。																																																

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前		変更後					備考																																																																					
		<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (S9)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分 その他 主要施設</th> <th rowspan="2">設備等の区分 建屋</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>建屋</td> <td>原子炉補助建屋 (遮蔽壁(廃液蒸発装置室、 廃樹脂タンク室、使用済燃料 ピット))</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>線源となる設備の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉補助建屋</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>放射性物質漏えい防止機能</td> <td>外部へ放射性物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>廃棄物処理建屋 (管理区域境界)</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するようないかなる有意な損傷がない状態であること。</td> <td>線源となる設備の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>廃棄物処理建屋</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>放射性物質漏えい防止機能</td> <td>外部へ放射性物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>換気設備</td> <td>補助建屋送気ファン</td> <td>4台<sup>※1</sup></td> <td rowspan="2">換気機能 (よう素除去機能を除く。)</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td rowspan="2">管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>補助建屋排気ファンユニット</td> <td>2台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>補助建屋排気ファン</td> <td>2台<sup>※1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン</td> <td>2台<sup>※1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン ユニット</td> <td>2台<sup>※1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※1：1号及び2号炉共用</p>					施設区分 その他 主要施設	設備等の区分 建屋	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		建屋	原子炉補助建屋 (遮蔽壁(廃液蒸発装置室、 廃樹脂タンク室、使用済燃料 ピット))	1式 <sup>※1</sup>	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体が完了するまで			原子炉補助建屋	1式 <sup>※1</sup>	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで			廃棄物処理建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するようないかなる有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体が完了するまで			廃棄物処理建屋	1式 <sup>※1</sup>	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで		換気設備	補助建屋送気ファン	4台 <sup>※1</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで			補助建屋排気ファンユニット	2台 <sup>※1</sup>			補助建屋排気ファン	2台 <sup>※1</sup>						補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン	2台 <sup>※1</sup>						補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン ユニット	2台 <sup>※1</sup>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則改正に伴う記載の追加</li> </ul>
施設区分 その他 主要施設	設備等の区分 建屋	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																						
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																									
	建屋	原子炉補助建屋 (遮蔽壁(廃液蒸発装置室、 廃樹脂タンク室、使用済燃料 ピット))	1式 <sup>※1</sup>	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体が完了するまで																																																																						
		原子炉補助建屋	1式 <sup>※1</sup>	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																						
		廃棄物処理建屋 (管理区域境界)	1式 <sup>※1</sup>	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するようないかなる有意な損傷がない状態であること。	線源となる設備の解体が完了するまで																																																																						
		廃棄物処理建屋	1式 <sup>※1</sup>	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするようないかなる有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																						
	換気設備	補助建屋送気ファン	4台 <sup>※1</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																						
		補助建屋排気ファンユニット	2台 <sup>※1</sup>																																																																									
		補助建屋排気ファン	2台 <sup>※1</sup>																																																																									
		補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン	2台 <sup>※1</sup>																																																																									
		補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン ユニット	2台 <sup>※1</sup>																																																																									

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考																																																																																													
	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (9/9)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分 その他 主要施設</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>換気設備</td> <td>燃料取扱区域送気ファン 燃料取扱区域排気フィルタユニット</td> <td>1台<sup>※1</sup> 1台<sup>※1</sup></td> <td>換気機能 (よう素除去機能を除く。)</td> <td>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解体するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>燃料取扱区域排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>出入管理区域換気設備(送風機)</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>出入管理室排気フィルタユニット</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>出入管理室排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>廃棄物処理建屋送気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>廃棄物処理建屋排気フィルタユニット</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>廃棄物処理建屋排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保修点検建屋送気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保修点検建屋排気フィルタユニット</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火設備</td> <td>保修点検建屋排気ファン</td> <td>1台<sup>※1</sup> 1式<sup>※1</sup></td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できる状態であること。</td> <td>各建屋を解体する前まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明設備</td> <td>非常用照明</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td>照明機能</td> <td>非常用照明が点灯できる状態であること。</td> <td>各建屋を解体する前まで</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※1: 1号及び2号炉共用</p>	施設区分 その他 主要施設	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数		換気設備	燃料取扱区域送気ファン 燃料取扱区域排気フィルタユニット	1台 <sup>※1</sup> 1台 <sup>※1</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解体するまで			燃料取扱区域排気ファン	1台 <sup>※1</sup>						出入管理区域換気設備(送風機)	1台 <sup>※1</sup>						出入管理室排気フィルタユニット	1台 <sup>※1</sup>						出入管理室排気ファン	1台 <sup>※1</sup>						廃棄物処理建屋送気ファン	1台 <sup>※1</sup>						廃棄物処理建屋排気フィルタユニット	1台 <sup>※1</sup>						廃棄物処理建屋排気ファン	1台 <sup>※1</sup>						保修点検建屋送気ファン	1台 <sup>※1</sup>						保修点検建屋排気フィルタユニット	1台 <sup>※1</sup>					消火設備	保修点検建屋排気ファン	1台 <sup>※1</sup> 1式 <sup>※1</sup>	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建屋を解体する前まで		照明設備	非常用照明	1式 <sup>※1</sup>	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建屋を解体する前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則改正に伴う記載の追加</li> </ul>
施設区分 その他 主要施設	設備等の区分			位置、構造及び設備					機能	性能	維持期間																																																																																				
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																												
	換気設備	燃料取扱区域送気ファン 燃料取扱区域排気フィルタユニット	1台 <sup>※1</sup> 1台 <sup>※1</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解体するまで																																																																																									
		燃料取扱区域排気ファン	1台 <sup>※1</sup>																																																																																												
		出入管理区域換気設備(送風機)	1台 <sup>※1</sup>																																																																																												
		出入管理室排気フィルタユニット	1台 <sup>※1</sup>																																																																																												
		出入管理室排気ファン	1台 <sup>※1</sup>																																																																																												
		廃棄物処理建屋送気ファン	1台 <sup>※1</sup>																																																																																												
		廃棄物処理建屋排気フィルタユニット	1台 <sup>※1</sup>																																																																																												
		廃棄物処理建屋排気ファン	1台 <sup>※1</sup>																																																																																												
		保修点検建屋送気ファン	1台 <sup>※1</sup>																																																																																												
		保修点検建屋排気フィルタユニット	1台 <sup>※1</sup>																																																																																												
	消火設備	保修点検建屋排気ファン	1台 <sup>※1</sup> 1式 <sup>※1</sup>	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建屋を解体する前まで																																																																																									
	照明設備	非常用照明	1式 <sup>※1</sup>	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建屋を解体する前まで																																																																																									

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間の記述を、大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり追加する。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 本文七

変更前	変更後	備考
-	<p>七 <u>性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間</u></p> <p><u>性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間は、第6-1表に示すとおりである。</u></p> <p><u>第6-1表に示す性能維持施設は、原子炉設置許可等を受けて設計・製作されたものであり、これを引き続き供用するため、その性能維持施設の仕様等として、設置時の仕様及び廃止措置時に必要な台数を「位置、構造及び設備」欄に示すとともに、廃止措置段階において必要となる機能を「機能」欄に示す。</u></p> <p><u>この性能維持施設を維持管理し、供用することを前提としていることから、性能維持施設の性能として、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」等を参考に、廃止措置段階で求められる機能を維持管理するために必要となる状態を「性能」欄に示す。</u></p> <p><u>廃止措置の進捗に応じて、第6-1表に示す性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間について変更する場合は、廃止措置計画に反映し変更認可を受ける。</u></p>	<p>・実用炉規則改正に伴う記載の追加</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

八 核燃料物質の管理及び譲渡し

核燃料物質の管理及び譲渡しの記述のうち、「第 6-1 表」を「第 8-1 表」に読み替える。

## 九 核燃料物質による汚染の除去

核燃料物質による汚染の除去の記述の一部を、大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。



変更前	変更後	備考
<p>七 核燃料物質による汚染の除去</p> <p>1. 除染の方針</p> <p>(3) 除染の方法及び安全管理上の措置</p> <p>除染は、放射線業務従事者の被ばく線量、除染効果、放射性廃棄物の発生量等の観点から、機械的方法又は化学的方法を効果的に組み合わせて行う。</p> <p>除染の実施に当たっては、<u>維持管理設備</u>の機能に影響を及ぼさないように、また、汚染の拡大防止、放射線業務従事者の被ばく低減対策等の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 第1段階の除染</p> <p>(4) 安全管理上の措置</p> <p>除染に当たっては、<u>維持管理設備</u>の機能に影響を与えないことを系統構成等により確認するとともに、また、放射性物質の漏えい及び拡散防止対策並びに被ばく低減対策を講じることを基本とし、下記の措置を実施することで、環境への放射性物質の放出抑制及び放射線業務従事者の被ばくを合理的に達成できる限り低くするよう努める。また、安全確保対策として火災防護対策等の事故防止対策を講じる。</p> <p>・放射性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。</p>	<p>九 核燃料物質による汚染の除去</p> <p>1. 除染の方針</p> <p>(3) 除染の方法及び安全管理上の措置</p> <p>除染は、放射線業務従事者の被ばく線量、除染効果、放射性廃棄物の発生量等の観点から、機械的方法又は化学的方法を効果的に組み合わせて行う。</p> <p>除染の実施に当たっては、<u>性能維持施設</u>の機能に影響を及ぼさないように、また、汚染の拡大防止、放射線業務従事者の被ばく低減対策等の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 第1段階の除染</p> <p>(4) 安全管理上の措置</p> <p>除染に当たっては、<u>性能維持施設</u>の機能に影響を与えないことを系統構成等により確認するとともに、また、放射性物質の漏えい及び拡散防止対策並びに被ばく低減対策を講じることを基本とし、下記の措置を実施することで、環境への放射性物質の放出抑制及び放射線業務従事者の被ばくを合理的に達成できる限り低くするよう努める。また、安全確保対策として火災防護対策等の事故防止対策を講じる。</p> <p>・放射性物質の漏えい及び拡散防止対策を行う。</p>	<p>・実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。</li> <li>・内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。</li> <li>・線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。</li> <li>・化学的除染で除染液が接する弁、配管等については、事前に健全性を確認する。</li> </ul> <p>3. 第2段階以降の除染</p> <p>(2) 安全管理上の措置</p> <p>除染の実施に当たっては、系統隔離等により維持管理設備の機能に影響を及ぼさない措置を講じるとともに、放射線業務従事者の被ばく低減対策を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮蔽、遠隔操作装置の導入、立入制限等を行う。</li> <li>・内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。</li> <li>・線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。</li> <li>・化学的除染で除染液が接する弁、配管等については、事前に健全性を確認する。</li> </ul> <p>3. 第2段階以降の除染</p> <p>(2) 安全管理上の措置</p> <p>除染の実施に当たっては、系統隔離等により性能維持施設の機能に影響を及ぼさない措置を講じるとともに、放射線業務従事者の被ばく低減対策を講じる。</p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄の記述のうち、「第 8-1 表」、「第 8-2 表」及び「第 8-3 表」を「第 10-1 表」、「第 10-2 表」及び「第 10-3 表」に、「第 8-1 図」、「第 8-2 図」及び「第 8-3 図」を「第 10-1 図」、「第 10-2 図」及び「第 10-3 図」に読み替える。

#### 十一 廃止措置の工程

廃止措置の工程の記述のうち、「第 9-1 表」を「第 11-1 表」に読み替える。

## 十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

廃止措置に係る品質マネジメントシステムの記述を、大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり追加する。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 本文十二

変更前	変更後	備考
-	<p><u>十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</u></p> <p><u>廃止措置期間中における大飯発電所の安全を達成・維持・向上させるため、原子炉設置許可申請書本文第十一号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づき、廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立し、保安規定に品質マネジメントシステム計画を定める。</u></p> <p><u>この品質マネジメントシステム計画に基づき、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを保安規定及び原子力発電の安全に係る品質保証規程並びにそれらに基づく下部規定により明確にし、これらを効果的に運用することにより、廃止措置期間中における大飯発電所の安全の達成・維持・向上を図る。</u></p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う記載の追加</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添 付 書 類

今回の変更申請に係る大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書の添付書類は以下のとおりである。

添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書

添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書



添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書の記述を、  
大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類三

変更前	変更後	備考
<p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p> <p>1. 放射線管理</p> <p>1.1 放射線管理に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、廃止措置が終了するまで、原子炉等規制法等の関係法令及び関係告示を遵守し、周辺公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを合理的に達成可能な限り低減することとする。</p> <p>具体的方法については、原子炉運転中の管理に準じて以下のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線被ばくを合理的に達成可能な限り低減するため、放射線遮蔽体、換気設備、放射線管理施設及び放射性廃棄物の廃棄施設は、必要な期間、必要な機能を維持管理する。具体的な維持管理については、<u>「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書」</u>に示す。</p>	<p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p> <p>1. 放射線管理</p> <p>1.1 放射線管理に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、廃止措置が終了するまで、原子炉等規制法等の関係法令及び関係告示を遵守し、周辺公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを合理的に達成可能な限り低減することとする。</p> <p>具体的方法については、原子炉運転中の管理に準じて以下のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線被ばくを合理的に達成可能な限り低減するため、放射線遮蔽体、換気設備、放射線管理施設及び放射性廃棄物の廃棄施設は、必要な期間、必要な機能を維持管理する。具体的な維持管理については、<u>「六 性能維持施設」</u>に示す。</p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等  
があった場合に発生することが想定される事故の種類、  
程度、影響等に関する説明書

廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった  
場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説  
明書の記述を、大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変  
更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類四

変更前	変更後	備考
<p>添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p> <p>2. 第1段階の事故時における周辺公衆の受ける線量評価</p> <p>2.1 想定する事故</p> <p>ここでは、第1段階を対象として想定する事故を選定する。</p> <p>第1段階は、1号炉及び2号炉における炉心からの燃料取出しは既に完了しており、使用済燃料は使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している。また、第1段階においては、管理区域内設備の解体工事を行わず、解体対象施設のうち「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり、安全確保上必要な機能については継続して維持管理することから、原子炉運転中の定期検査時（燃料取出し後）と同等の状態が継続する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>なお、想定を超える自然災害等の事象については、「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する</p>	<p>添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p> <p>2. 第1段階の事故時における周辺公衆の受ける線量評価</p> <p>2.1 想定する事故</p> <p>ここでは、第1段階を対象として想定する事故を選定する。</p> <p>第1段階は、1号炉及び2号炉における炉心からの燃料取出しは既に完了しており、使用済燃料は使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している。また、第1段階においては、管理区域内設備の解体工事を行わず、解体対象施設のうち「<u>六 性能維持施設</u>」に示すとおり、安全確保上必要な機能については継続して維持管理することから、原子炉運転中の定期検査時（燃料取出し後）と同等の状態が継続する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>なお、想定を超える自然災害等の事象については、「添付書類六 <u>性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u>」に示すとおり、使用済燃料貯蔵設</p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 （以下同様）</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類四

変更前	変更後	備考
<p>説明書」に示すとおり、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における影響を確認している。</p>	<p>備から冷却水が大量に漏えいする事象における影響を確認している。</p>	<p>・変更なし</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書の記述を、大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類六

変更前	変更後	備考
<p>添付書類六 <u>廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u></p> <p>1. <u>廃止措置期間中に維持管理すべき施設</u></p> <p><u>廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等（以下「維持管理対象設備」という。）は、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばく線量の低減を図る観点から、廃止措置期間中の解体撤去等の実施状況を踏まえ、必要な期間、必要な機能を維持管理する。</u></p> <p>2. <u>第1段階における維持管理対象設備</u></p> <p><u>放射性物質を内包する系統及び設備を収納する原子炉格納施設、原子炉補助建屋について、これらの系統及び設備を撤去するまでの間、放射性物質漏えい防止機能及び性能並びに放射線遮蔽機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p>添付書類六 <u>性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u></p> <p>1. <u>概要</u></p> <p><u>廃止措置の段階に応じて性能維持施設に要求される機能を考慮した、性能維持施設が維持すべき性能及びその性能を維持すべき期間について示す。</u></p> <p>2. <u>性能維持施設の機能及びその性能</u></p> <p>(1) <u>建屋・構築物等</u></p> <p><u>廃止措置では、放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ必要があるため、放射性物質の外部への「放射性物質漏えい防止機能」を有する設備を維持する。</u></p> <p><u>また、周辺公衆及び放射線業務従事者の受ける被ばくを低くするため、「放射線遮蔽機能」を有する設備を維持する。</u></p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考						
<p>新燃料貯蔵設備について、新燃料を貯蔵している間、臨 界防止機能及び性能を維持管理する。使用済燃料貯蔵設 備について、使用済燃料の臨界防止機能及び性能並びに浄化・冷却</p>	<p>具体的性能維持施設は下表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1335 336 2181 808"> <thead> <tr> <th>維持機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性物質漏えい防止機能</td> <td>原子炉格納容器 原子炉補助建屋 保修点検建屋 廃棄物処理建屋</td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁 格納容器遮蔽建屋 原子炉補助建屋（遮蔽壁） 使用済燃料輸送容器保管建屋（管理区域境界） 保修点検建屋（管理区域境界） 廃棄物処理建屋（管理区域境界）</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、廃止措置期間中においては、冷却材喪失事故等は発生しないため、原子炉格納容器の事故を想定した気密性は不要である。また、格納容器隔離弁についても事故を想定した放射線漏えい防止機能は不要である。</p> <p>「放射性物質漏えい防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。</li> </ul> <p>「放射線遮蔽機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</li> </ul> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a. 核燃料物質取扱設備</p> <p>廃止措置では、新燃料及び使用済燃料の搬出などの際</p>	維持機能	性能維持施設	放射性物質漏えい防止機能	原子炉格納容器 原子炉補助建屋 保修点検建屋 廃棄物処理建屋	放射線遮蔽機能	原子炉容器周囲のコンクリート壁 格納容器遮蔽建屋 原子炉補助建屋（遮蔽壁） 使用済燃料輸送容器保管建屋（管理区域境界） 保修点検建屋（管理区域境界） 廃棄物処理建屋（管理区域境界）	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>
維持機能	性能維持施設							
放射性物質漏えい防止機能	原子炉格納容器 原子炉補助建屋 保修点検建屋 廃棄物処理建屋							
放射線遮蔽機能	原子炉容器周囲のコンクリート壁 格納容器遮蔽建屋 原子炉補助建屋（遮蔽壁） 使用済燃料輸送容器保管建屋（管理区域境界） 保修点検建屋（管理区域境界） 廃棄物処理建屋（管理区域境界）							

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



変更前	変更後	備考						
<p>機能及び性能を維持管理する。また、核燃料物質取扱設備について、<u>臨界防止機能及び性能並びに燃料落下防止機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p>に取り扱う必要があることから、「<u>臨界防止機能</u>」、「<u>燃料落下防止機能</u>」及び「<u>除染機能</u>」を有する設備を維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1338 478 2184 737"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 478 1656 520">維持機能</th> <th data-bbox="1656 478 2184 520">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 520 1656 615">臨界防止機能 燃料落下防止機能</td> <td data-bbox="1656 520 2184 615">使用済燃料ピットクレーン 補助建屋クレーン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 615 1656 737">除染機能</td> <td data-bbox="1656 615 2184 737">除染装置 (使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))</td> </tr> </tbody> </table> <p>「<u>臨界防止機能</u>」及び「<u>燃料落下防止機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。</u></li> </ul> <p>「<u>除染機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u></li> </ul> <p><b>b. 核燃料物質貯蔵設備</b></p> <p><u>廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を搬出するまで貯蔵する必要があることから、「臨界防止機能」、「水位監視機能」、「漏えい監視機能」、「浄化・冷却機能」及び「給水機能」を有する設備を維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。</u></p>	維持機能	性能維持施設	臨界防止機能 燃料落下防止機能	使用済燃料ピットクレーン 補助建屋クレーン	除染機能	除染装置 (使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>
維持機能	性能維持施設							
臨界防止機能 燃料落下防止機能	使用済燃料ピットクレーン 補助建屋クレーン							
除染機能	除染装置 (使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))							

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類六

変更前	変更後	備考																
	<table border="1" data-bbox="1338 338 2184 1024"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 338 1718 380">維持機能</th> <th colspan="2" data-bbox="1718 338 2184 380">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 380 1718 615">臨界防止機能</td> <td data-bbox="1718 380 1872 495">新燃料貯蔵設備</td> <td data-bbox="1872 380 2184 495">新燃料ラック</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 615 1718 730">水位監視機能</td> <td data-bbox="1718 495 1872 968" rowspan="3">使用済燃料貯蔵設備</td> <td data-bbox="1872 495 2184 611">使用済燃料ピット、使用済燃料ラック</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 730 1718 846">漏えい監視機能</td> <td data-bbox="1872 611 2184 726">使用済燃料ピット水位を監視する設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 846 1718 961">浄化・冷却機能</td> <td data-bbox="1872 726 2184 842">使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 961 1718 1024">給水機能</td> <td colspan="2" data-bbox="1718 968 2184 1024">燃料取替用水タンク</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1338 1045 2282 1493"> <u>なお、廃止措置期間中においては、燃料取替による使用済燃料は発生せず、貯蔵されている使用済燃料は十分冷却されており、設備故障時に復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、必要な使用済燃料ピット水浄化冷却設備の系統数は1系統であり、使用済燃料ピット水浄化冷却設備1系統の維持に必要な燃料取替用水タンクの台数は1台である。</u> </p> <p data-bbox="1338 1524 2282 1629"> <u>また、原子炉内への注水は不要となることから、燃料取替用水タンクのほう酸濃度も不要である。</u> </p> <p data-bbox="1338 1661 2282 1766"> <u>「臨界防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u> </p> <ul data-bbox="1383 1797 2282 1902" style="list-style-type: none"> <li>・燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</li> </ul>	維持機能	性能維持施設		臨界防止機能	新燃料貯蔵設備	新燃料ラック	水位監視機能	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット、使用済燃料ラック	漏えい監視機能	使用済燃料ピット水位を監視する設備	浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	給水機能	燃料取替用水タンク		<p data-bbox="2303 359 2778 464">                     ・ 実用炉規則改正に伴う変更                      (以下同様)                 </p>
維持機能	性能維持施設																	
臨界防止機能	新燃料貯蔵設備	新燃料ラック																
水位監視機能	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット、使用済燃料ラック																
漏えい監視機能		使用済燃料ピット水位を監視する設備																
浄化・冷却機能		使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備																
給水機能	燃料取替用水タンク																	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類六

変更前	変更後	備考
<p>なお、使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管温度の上昇による燃料の健全</p>	<p><u>「水位監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。</u></li> </ul> <p><u>「漏えい監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。</u></li> </ul> <p><u>「浄化・冷却機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。</u></li> <li>・<u>燃料集合体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。</u></li> </ul> <p><u>「給水機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</u></li> </ul> <p>なお、使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管温度の上昇に</p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考				
<p>全性に影響はなく、また、臨界にならないことを評価により確認している。したがって、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための<u>重大事故対策設備</u>は不要である。使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「<u>追補1 「2. 第1段階における維持管理対象設備」の追補</u>」にて補足する。</p> <p><u>放射性廃棄物の廃棄施設について、放射性廃棄物処理機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p>よる燃料の健全性に影響はなく、また、臨界にならないことを評価により確認している。したがって、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための<u>重大事故等対処設備</u>は不要である。使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「<u>追補1 「3. 性能維持施設の機能及びその性能」の追補</u>」にて補足する。</p> <p><u>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</u></p> <p><u>a. 気体廃棄物の廃棄設備</u></p> <p>廃止措置では、<u>放射性気体廃棄物を処理することから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。</u></p> <table border="1" data-bbox="1338 1167 2184 1283"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 1167 1774 1213">維持機能</th> <th data-bbox="1774 1167 2184 1213">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 1213 1774 1283">放射性廃棄物処理機能</td> <td data-bbox="1774 1213 2184 1283">プラント（主）排気筒</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u></li> </ul> <p><u>b. 液体廃棄物の廃棄設備</u></p> <p>廃止措置では、<u>発生する放射性液体廃棄物を、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出する。このため「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持する。具体的性能維持施設は下表の</u></p>	維持機能	性能維持施設	放射性廃棄物処理機能	プラント（主）排気筒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・実用炉規則改正に伴う変更（以下同様）</li> </ul>
維持機能	性能維持施設					
放射性廃棄物処理機能	プラント（主）排気筒					

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類六

変更前	変更後	備考															
	<p><u>とおり。</u></p> <table border="1" data-bbox="1338 338 2184 884"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 338 1570 380">維持機能</th> <th data-bbox="1570 338 2184 380">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 596 1570 667" rowspan="12"><u>放射性廃棄物処理機能</u></td> <td data-bbox="1570 380 2184 422"><u>廃液蒸発装置</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 422 2184 464"><u>イオン交換器</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 464 2184 506"><u>洗たく排水処理設備</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 506 2184 548"><u>ホールドアップタンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 548 2184 590"><u>廃液ホールドアップタンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 590 2184 632"><u>廃液蒸留水タンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 632 2184 674"><u>床ドレンタンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 674 2184 716"><u>廃液モニタタンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 716 2184 758"><u>薬品ドレンタンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 758 2184 800"><u>洗浄排水タンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 800 2184 842"><u>保修点検建屋内モニタタンク</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 842 2184 884"><u>保修点検建屋内イオン交換器</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>タービン復水器冷却水放水路</u></p> <p><u>廃液蒸発装置、イオン交換器（廃液モニタ脱塩塔）及び洗たく排水処理設備の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。</u></li> </ul> <p><u>ホールドアップタンク、廃液ホールドアップタンク、廃液蒸留水タンク、床ドレンタンク、廃液モニタタンク、イオン交換器（廃液蒸留水脱塩塔、ホールドアップタンク脱塩塔）、薬品ドレンタンク、洗浄排水タンク、保修点検建屋内モニタタンク及び保修点検建屋内イオン交換器の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</u></li> </ul> <p><u>タービン復水器冷却水放水路の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・放射性液体廃棄物の放出に影響するよう有意な損傷がない状態であること。</u></li> </ul>	維持機能	性能維持施設	<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>廃液蒸発装置</u>	<u>イオン交換器</u>	<u>洗たく排水処理設備</u>	<u>ホールドアップタンク</u>	<u>廃液ホールドアップタンク</u>	<u>廃液蒸留水タンク</u>	<u>床ドレンタンク</u>	<u>廃液モニタタンク</u>	<u>薬品ドレンタンク</u>	<u>洗浄排水タンク</u>	<u>保修点検建屋内モニタタンク</u>	<u>保修点検建屋内イオン交換器</u>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>
維持機能	性能維持施設																
<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>廃液蒸発装置</u>																
	<u>イオン交換器</u>																
	<u>洗たく排水処理設備</u>																
	<u>ホールドアップタンク</u>																
	<u>廃液ホールドアップタンク</u>																
	<u>廃液蒸留水タンク</u>																
	<u>床ドレンタンク</u>																
	<u>廃液モニタタンク</u>																
	<u>薬品ドレンタンク</u>																
	<u>洗浄排水タンク</u>																
	<u>保修点検建屋内モニタタンク</u>																
	<u>保修点検建屋内イオン交換器</u>																

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考									
<p>放射線管理施設について、環境への放射性物質の放出管理機能及び性能、原子炉施設内の放射線監視機能及び性能並びに放射線管理機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>c. <u>固体廃棄物の廃棄設備</u></p> <p>廃止措置では、<u>放射性固体廃棄物を処理することから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。</u></p> <table border="1" data-bbox="1338 548 2184 821"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 548 1570 590">維持機能</th> <th data-bbox="1570 548 2184 590">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 590 1570 821" rowspan="5">放射性廃棄物処理機能</td> <td data-bbox="1570 590 2184 632">アスファルト固化ドラム詰装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 632 2184 674">ベイラ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 674 2184 716">雑固体焼却設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 716 2184 758">廃樹脂処理装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 758 2184 800">廃樹脂タンク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 800 2184 821">廃樹脂貯蔵タンク</td> </tr> </tbody> </table> <p>アスファルト固化ドラム詰装置、ベイラ、雑固体焼却設備及び廃樹脂処理装置の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。</li> </ul> <p>廃樹脂タンク及び廃樹脂貯蔵タンクの性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</li> </ul> <p>(4) <u>放射線管理施設</u></p> <p>a. <u>原子炉施設内外の放射線監視</u></p> <p>廃止措置では、<u>原子炉施設内の放射線を管理するため、原子炉施設内の放射線を監視する「放射線監視機能」を有する設備を維持する。</u></p> <p>固定エリアモニタについては、<u>作業等で人が立ち入る</u></p>	維持機能	性能維持施設	放射性廃棄物処理機能	アスファルト固化ドラム詰装置	ベイラ	雑固体焼却設備	廃樹脂処理装置	廃樹脂タンク	廃樹脂貯蔵タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</li> </ul>
維持機能	性能維持施設										
放射性廃棄物処理機能	アスファルト固化ドラム詰装置										
	ベイラ										
	雑固体焼却設備										
	廃樹脂処理装置										
	廃樹脂タンク										
廃樹脂貯蔵タンク											

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類六

変更前	変更後	備考															
	<p>代表的なエリア及び放射線レベルが変動する可能性のあるエリアにあるものを維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1338 478 2208 793"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 478 1451 556">維持機能</th> <th colspan="2" data-bbox="1451 478 2208 556">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 556 1451 793">放射線監視機能</td> <td data-bbox="1451 556 1596 793">固定エリアモニタ</td> <td data-bbox="1596 556 2208 793">                     ドラム詰室                      使用済燃料ピット付近                      廃棄物処理建屋アスファルト固化ドラム充填監視室                      雑固体焼却炉作業エリア                      使用済燃料輸送容器保管建屋内                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・線量当量率を測定できる状態であること。</li> <li>・警報設定値において警報が発信する状態であること。</li> </ul> <p>b. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>廃止措置では、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境へ放出する。このため「放射線監視機能」及び「放出管理機能」を有する設備を維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1338 1478 2184 1835"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 1478 1516 1520">維持機能</th> <th colspan="2" data-bbox="1516 1478 2184 1520">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 1520 1516 1680">放射線監視機能</td> <td data-bbox="1516 1520 1715 1680">排気モニタ</td> <td data-bbox="1715 1520 2184 1680">                     プラント排気筒ガスモニタ                      廃棄物処理建屋排ガスモニタ                      雑固体焼却炉排ガスモニタ                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 1680 1516 1835">放出管理機能</td> <td data-bbox="1516 1680 1715 1835">排水モニタ</td> <td data-bbox="1715 1680 2184 1835">                     廃棄物処理設備排水モニタ                      保修点検建屋排水モニタ                      タービン建屋床ドレンモニタ                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>「放射線監視機能」及び「放出管理機能」を有する性</p>	維持機能	性能維持施設		放射線監視機能	固定エリアモニタ	ドラム詰室 使用済燃料ピット付近 廃棄物処理建屋アスファルト固化ドラム充填監視室 雑固体焼却炉作業エリア 使用済燃料輸送容器保管建屋内	維持機能	性能維持施設		放射線監視機能	排気モニタ	プラント排気筒ガスモニタ 廃棄物処理建屋排ガスモニタ 雑固体焼却炉排ガスモニタ	放出管理機能	排水モニタ	廃棄物処理設備排水モニタ 保修点検建屋排水モニタ タービン建屋床ドレンモニタ	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>
維持機能	性能維持施設																
放射線監視機能	固定エリアモニタ	ドラム詰室 使用済燃料ピット付近 廃棄物処理建屋アスファルト固化ドラム充填監視室 雑固体焼却炉作業エリア 使用済燃料輸送容器保管建屋内															
維持機能	性能維持施設																
放射線監視機能	排気モニタ	プラント排気筒ガスモニタ 廃棄物処理建屋排ガスモニタ 雑固体焼却炉排ガスモニタ															
放出管理機能	排水モニタ	廃棄物処理設備排水モニタ 保修点検建屋排水モニタ タービン建屋床ドレンモニタ															

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考						
<p>原子炉格納容器及び原子炉補助建屋の換気設備について、 放射性物質による汚染の拡散を防止するための換気機能及</p>	<p>能維持施設の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質の濃度を測定できる状態であること。</li> <li>・警報設定値において警報が発信する状態であること。</li> </ul> <p>c. 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理</p> <p>廃止措置では、管理区域内で作業を行うため、「放射線監視機能」及び「放射線管理機能」を有する設備を維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1338 821 2184 982"> <thead> <tr> <th>維持機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td>手足モニタ（退出モニタ）</td> </tr> <tr> <td>放射線管理機能</td> <td>放射線管理設備（出入管理室、化学分析室、放射線測定室）</td> </tr> </tbody> </table> <p>「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれらを確実に検出できる状態であること。</li> </ul> <p>「放射線管理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。</li> </ul> <p>(5) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気設備</p> <p>廃止措置では、核燃料物質の貯蔵管理及び搬出作業、</p>	維持機能	性能維持施設	放射線監視機能	手足モニタ（退出モニタ）	放射線管理機能	放射線管理設備（出入管理室、化学分析室、放射線測定室）	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>
維持機能	性能維持施設							
放射線監視機能	手足モニタ（退出モニタ）							
放射線管理機能	放射線管理設備（出入管理室、化学分析室、放射線測定室）							

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類六

変更前	変更後	備考																							
<p><u>び性能を維持管理する。</u></p>	<p><u>施設内で発生する放射性廃棄物の処理、放射性粉じんの発生</u> <u>の可能性がある解体作業等において、空気浄化が必要</u> <u>となる可能性がある。このため「換気機能」を有する</u> <u>設備を維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。</u></p> <table border="1" data-bbox="1338 541 2184 1478"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 541 1516 583">維持機能</th> <th data-bbox="1516 541 2184 583">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 583 1516 1010" rowspan="18">換気機能</td> <td data-bbox="1516 583 2184 625">格納容器換気送風機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 625 2184 667">格納容器排風機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 667 2184 741">格納容器換気設備（高効率エアフィルタ）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 741 2184 783">補助建屋送気ファン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 783 2184 825">補助建屋排気フィルタユニット</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 825 2184 867">補助建屋排気ファン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 867 2184 940">補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 940 2184 1014">補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気フィルタユニット</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1014 2184 1056">燃料取扱区域送気ファン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1056 2184 1098">燃料取扱区域排気フィルタユニット</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1098 2184 1140">燃料取扱区域排気ファン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1140 2184 1182">出入管理区域換気設備（送風機）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1182 2184 1224">出入管理室排気フィルタユニット</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1224 2184 1266">出入管理室排気ファン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1266 2184 1308">廃棄物処理建屋送気ファン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1308 2184 1350">廃棄物処理建屋排気フィルタユニット</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1350 2184 1392">廃棄物処理建屋排気ファン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1392 2184 1434">保修点検建屋送気ファン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1434 2184 1476">保修点検建屋排気フィルタユニット</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1476 2184 1518">保修点検建屋排気ファン</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>なお、廃止措置期間中においては、設備故障時には立ち入りを制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分</u> <u>にあることから、補助建屋排気ファン及び補助建屋</u> <u>E.L.+4.9m及び11.3mよう素除去排気ファンの必要な台</u> <u>数は各2台であり、格納容器換気送風機、格納容器排風機、</u> <u>燃料取扱区域排気ファン、出入管理区域換気設備（送風</u></p>	維持機能	性能維持施設	換気機能	格納容器換気送風機	格納容器排風機	格納容器換気設備（高効率エアフィルタ）	補助建屋送気ファン	補助建屋排気フィルタユニット	補助建屋排気ファン	補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン	補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気フィルタユニット	燃料取扱区域送気ファン	燃料取扱区域排気フィルタユニット	燃料取扱区域排気ファン	出入管理区域換気設備（送風機）	出入管理室排気フィルタユニット	出入管理室排気ファン	廃棄物処理建屋送気ファン	廃棄物処理建屋排気フィルタユニット	廃棄物処理建屋排気ファン	保修点検建屋送気ファン	保修点検建屋排気フィルタユニット	保修点検建屋排気ファン	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>
維持機能	性能維持施設																								
換気機能	格納容器換気送風機																								
	格納容器排風機																								
	格納容器換気設備（高効率エアフィルタ）																								
	補助建屋送気ファン																								
	補助建屋排気フィルタユニット																								
	補助建屋排気ファン																								
	補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン																								
	補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気フィルタユニット																								
	燃料取扱区域送気ファン																								
	燃料取扱区域排気フィルタユニット																								
	燃料取扱区域排気ファン																								
	出入管理区域換気設備（送風機）																								
	出入管理室排気フィルタユニット																								
	出入管理室排気ファン																								
	廃棄物処理建屋送気ファン																								
	廃棄物処理建屋排気フィルタユニット																								
	廃棄物処理建屋排気ファン																								
	保修点検建屋送気ファン																								
保修点検建屋排気フィルタユニット																									
保修点検建屋排気ファン																									

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類六

変更前	変更後	備考				
<p><u>非常用電源設備について、使用済燃料貯蔵設備等の安全確保上必要な設備への電源供給機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p><u>機)、出入管理室排気フィルタユニット、出入管理室排気ファン、廃棄物処理建屋送気ファン、廃棄物処理建屋排気フィルタユニット、廃棄物処理建屋排気ファン、保守点検建屋送気ファン及び保守点検建屋排気ファンの必要な台数は各1台である。</u></p> <p><u>また、よう素は発生しないため、よう素フィルタによる浄化機能を維持することは不要である。</u></p> <p><u>「換気機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</u></li> </ul> <p><u>b. 非常用電源設備</u></p> <p><u>使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間は使用済燃料の冷却が必要であり、安全確保上商用電源が喪失した際においても冷却を行う必要がある。このため、商用電源を喪失した際に使用済燃料貯蔵設備の冷却のために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持する。</u></p> <p><u>具体的性能維持施設は下表のとおり。</u></p> <table border="1" data-bbox="1338 1507 2184 1629"> <thead> <tr> <th><u>維持機能</u></th> <th><u>性能維持施設</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>電源供給機能</u></td> <td><u>ディーゼル発電機</u> <u>蓄電池</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ディーゼル発電機については、廃止措置中、商用電源喪失時に原子炉を安全に停止するための設備へ電源供給する必要はなく、また、ディーゼル発電機が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、廃止措置にお</u></p>	<u>維持機能</u>	<u>性能維持施設</u>	<u>電源供給機能</u>	<u>ディーゼル発電機</u> <u>蓄電池</u>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>
<u>維持機能</u>	<u>性能維持施設</u>					
<u>電源供給機能</u>	<u>ディーゼル発電機</u> <u>蓄電池</u>					

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類六

変更前	変更後	備考
<p><u>その他の安全確保上必要な設備について、安全確保上必要な機能及び性能が確保されるよう維持管理を行う。</u></p>	<p><u>ける必要な台数は1台である。また、貯蔵されている使用済燃料は十分冷却されており、使用済燃料ピット水浄化冷却設備への電源供給についても時間的余裕が十分にあるため、自動起動（10秒以内の電源確立機能）及び自動給電機能の維持は不要である。</u></p> <p><u>ディーゼル発電機の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</u></li> </ul> <p><u>蓄電池については、廃止措置中、プラントが停止しているため、非常用動力負荷等に電源供給する必要はなく、また、蓄電池が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、廃止措置における必要な組数は1組である。</u></p> <p><u>蓄電池の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</u></li> </ul> <p><u>c. その他の安全確保上必要な設備</u></p> <p><u>b. で記載したとおり、廃止措置の安全確保上、使用済燃料を冷却することが必要であるため、使用済燃料貯蔵設備の冷却に必要な「冷却機能」を有する設備を維持する。</u></p> <p><u>具体的性能維持施設は下表のとおり。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則改正に伴う変更（以下同様）</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類六

変更前	変更後	備考									
	<table border="1" data-bbox="1338 338 2184 653"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 338 1516 380">維持機能</th> <th colspan="2" data-bbox="1516 338 2184 380">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 380 1516 537">冷却機能</td> <td data-bbox="1516 380 1703 537">原子炉補機冷却設備</td> <td data-bbox="1703 380 2184 537">放射性機器冷却水ポンプ 放射性機器冷却水冷却器 放射性機器冷却水サージタンク</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1516 537 1703 653">原子炉補機冷却海水設備</td> <td data-bbox="1703 537 2184 653">海水ポンプ</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1347 674 2273 982"> <u>なお、廃止措置中においては、事故時に原子炉を安全に停止するための機器を冷却する必要はなく、また、供給先の性能維持施設に多重性は必要ないため、原子炉補機冷却設備及び原子炉補機冷却海水設備の必要な系統数は各1系統である。</u> </p> <p data-bbox="1347 1016 2273 1255"> <u>また、貯蔵されている使用済燃料は十分冷却されており、使用済燃料ピット等の冷却についても時間的余裕が十分にあるため、放射性機器冷却水ポンプ及び海水ポンプの自動起動機能の維持は不要である。</u> </p> <p data-bbox="1383 1289 2154 1331"> <u>原子炉補機冷却設備の性能は、以下のとおり。</u> </p> <ul data-bbox="1383 1360 2273 1465" style="list-style-type: none"> <li><u>・性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。</u></li> </ul> <p data-bbox="1383 1499 2228 1541"> <u>原子炉補機冷却海水設備の性能は、以下のとおり。</u> </p> <ul data-bbox="1383 1570 2273 1612" style="list-style-type: none"> <li><u>・性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。</u></li> </ul> <p data-bbox="1347 1646 2273 1814"> <u>また、商用電源喪失時においても作業者が廃止措置対象施設内から安全に避難できるよう「照明機能」を有する設備を維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。</u> </p>	維持機能	性能維持施設		冷却機能	原子炉補機冷却設備	放射性機器冷却水ポンプ 放射性機器冷却水冷却器 放射性機器冷却水サージタンク		原子炉補機冷却海水設備	海水ポンプ	<p data-bbox="2303 359 2772 464">                     ・ 実用炉規則改正に伴う変更                      (以下同様)                 </p>
維持機能	性能維持施設										
冷却機能	原子炉補機冷却設備	放射性機器冷却水ポンプ 放射性機器冷却水冷却器 放射性機器冷却水サージタンク									
	原子炉補機冷却海水設備	海水ポンプ									

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前	変更後		備考							
<p>第1表に、第1段階における維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間を示す。維持管理対象設備については、必要な期間中、必要な機能が維持できるよう、適切な頻度で点検、検査及び校正を保安規定にしたがい実施する。</p> <p>また、その他の安全対策として以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>管理区域の区分、立入制限等、保安のために必要な措置を講じる。</u></li> <li>・<u>廃止措置対象施設からの放出管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを行う。</u></li> <li>・<u>廃止措置対象施設への第三者の不法な接近を防止する措置を講じる。</u></li> <li>・<u>消火設備について、消火機能及び性能を維持管理するとともに、火災防護のために必要な措置を講じる。</u></li> </ul>	<table border="1" data-bbox="1338 275 2184 352"> <tr> <td>維持機能</td> <td>性能維持施設</td> </tr> <tr> <td>照明機能</td> <td>非常用照明</td> </tr> </table> <p>「照明機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>非常用照明が点灯できる状態であること。</u></li> </ul> <p>(6) 検査・校正</p> <p><u>性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能が維持できるよう、保安規定に施設管理計画を定め、適切な頻度で点検、検査及び校正を実施する。</u></p> <p>(7) その他の安全対策</p> <p>また、その他の安全対策として以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. <u>管理区域の区分、立入制限等、保安のために必要な措置を講じる。</u></li> <li>b. <u>廃止措置対象施設からの放出管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを行う。</u></li> <li>c. <u>廃止措置対象施設への第三者の不法な接近を防止する措置を講じる。</u></li> <li>d. <u>廃止措置では、火気作業や可燃物を取り扱うことから「消火機能」を有する設備を維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。</u></li> </ul> <table border="1" data-bbox="1338 1797 2184 1877"> <tr> <td>維持機能</td> <td>性能維持施設</td> </tr> <tr> <td>消火機能</td> <td>消火栓</td> </tr> </table>	維持機能	性能維持施設	照明機能	非常用照明	維持機能	性能維持施設	消火機能	消火栓	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>
維持機能	性能維持施設									
照明機能	非常用照明									
維持機能	性能維持施設									
消火機能	消火栓									

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p><u>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u></p> <p><u>・消火栓から放水できる状態であること。</u></p> <p><u>また、可燃性物質が保管される場所にあっては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じる。</u></p> <p><u>3. 性能維持施設の維持期間</u></p> <p><u>(1) 建屋・構築物等</u></p> <p><u>原子炉格納容器、原子炉補助建屋、保修点検建屋及び廃棄物処理建屋の「放射性物質漏えい防止機能」及びその性能は、それぞれの管理区域を解除するまで維持する。</u></p> <p><u>原子炉容器周囲のコンクリート壁及び格納容器遮蔽建屋の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、炉心の支持構造物等の解体が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>使用済燃料輸送容器保管建屋（管理区域境界）の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、使用済燃料貯蔵設備（1号及び2号炉共用）内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>原子炉補助建屋（遮蔽壁）、保修点検建屋（管理区域境界）及び廃棄物処理建屋（管理区域境界）の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u></p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類六

変更前	変更後	備考
	<p><u>a. 核燃料物質取扱設備</u></p> <p><u>核燃料物質取扱設備の「臨界防止機能」、「燃料落下防止機能」及び「除染機能」並びにその性能は、使用済燃料貯蔵設備（1号及び2号炉共用）内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>b. 核燃料物質貯蔵設備</u></p> <p><u>新燃料ラックの「臨界防止機能」及びその性能は、新燃料貯蔵設備（1号及び2号炉共用）内の新燃料の搬出が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>使用済燃料貯蔵設備の「臨界防止機能」、「水位監視機能」、「漏えい監視機能」及び「浄化・冷却機能」並びにその性能は、使用済燃料貯蔵設備（1号及び2号炉共用）内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>燃料取替用水タンクの「給水機能」及びその性能は、使用済燃料貯蔵設備（1号及び2号炉共用）内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</u></p> <p><u>a. 気体廃棄物の廃棄設備</u></p> <p><u>プラント（主）排気筒の「放射性廃棄物処理機能」及びその性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>b. 液体廃棄物の廃棄設備</u></p> <p><u>液体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」及</u></p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<p><u>びその性能は、それぞれの放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>c. 固体廃棄物の廃棄設備</u></p> <p><u>固体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」及びその性能は、それぞれの放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>(4) 放射線管理施設</u></p> <p><u>a. 原子炉施設内外の放射線監視</u></p> <p><u>固定エリアモニタの「放射線監視機能」及びその性能は、関連する設備の供用が終了するまで維持する。</u></p> <p><u>b. 環境への放射性物質の放出管理</u></p> <p><u>排気モニタ及び排水モニタの「放射線監視機能」及び「放出管理機能」並びにその性能は、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>c. 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理</u></p> <p><u>手足モニタ（退出モニタ）の「放射線監視機能」及びその性能は、管理区域を解除するまで維持する。</u></p> <p><u>放射線管理設備（出入管理室、化学分析室、放射線測定室）の「放射線管理機能」及びその性能は、管理区域を解除するまで維持する。</u></p> <p><u>(5) 解体中に必要なその他の施設</u></p> <p><u>a. 換気設備</u></p> <p><u>換気設備の「換気機能」及びその性能は、管理区域を</u></p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



変更前	変更後	備考
<p>3. <u>第2段階以降における維持管理対象設備</u></p> <p><u>第2段階以降における維持管理対象設備については、第1段階に検討する解体撤去の手順及び工法を踏まえ、解体撤去の状況に応じた維持管理対象設備、維持機能及び性能並びに維持期間を原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに定め、廃止措置計画に反映し変更認可を受ける。</u></p>	<p><u>解除するまで維持する。</u></p> <p><u>b. 非常用電源設備</u></p> <p><u>非常用電源設備の「電源供給機能」及びその性能は、使用済燃料貯蔵設備（1号及び2号炉共用）内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>c. その他安全確保上必要な設備</u></p> <p><u>原子炉補機冷却設備及び原子炉補機冷却海水設備の「冷却機能」及びその性能は、使用済燃料貯蔵設備（1号及び2号炉共用）内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>非常用照明の「照明機能」及びその性能は、各建屋を解体する前まで維持する。</u></p> <p><u>(6) 火災防護</u></p> <p><u>消火栓の「消火機能」及びその性能は、各建屋を解体する前まで維持する。</u></p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類六

変更前	変更後	備考
<p>4. その他</p> <p>解体対象施設を活用し、廃止措置に必要な項目以外の調査・研究等で、例えば解体対象施設から試料採取を実施する場合は、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能及び性能に影響を与えないことを確認したうえで実施する。</p>	<p>4. その他</p> <p>解体対象施設を活用し、廃止措置に必要な項目以外の調査・研究等で、例えば解体対象施設から試料採取を実施する場合は、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能及び<u>その</u>性能に影響を与えないことを確認したうえで実施する。</p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前		変更後		備考																										
<p style="text-align: center;">第1表 解体対象施設のうち、維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間 (1/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称及び維持台数<sup>※1</sup></th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉本体</td> <td>放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁 1式<sup>※2</sup></td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>1号炉心の支持構造物等の解体が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質取扱施設</td> <td>格納容器遮蔽建屋 1式<sup>※2</sup></td> <td rowspan="2">臨界防止機能 燃料落下防止機能 除染機能</td> <td rowspan="2">使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットクレーン 1個<sup>※2</sup> 補助建屋クレーン 1個<sup>※2</sup> 除染装置 1個<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備 1式<sup>※2</sup></td> <td>臨界防止機能</td> <td>新燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備 1式<sup>※2</sup> (使用済燃料ピット水浄化冷却設備は1系統<sup>※2</sup>)</td> <td>臨界防止機能 水位監視機能 漏えい監視機能 浄化・冷却機能 給水機能 (ほう素濃度を除く。)</td> <td>使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク 1台<sup>※2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。                  ※2：1号及び2号炉共用</p>		施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称及び維持台数 <sup>※1</sup>	維持機能	維持期間	原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 1式 <sup>※2</sup>	放射線遮蔽機能	1号炉心の支持構造物等の解体が完了するまで	核燃料物質取扱施設	格納容器遮蔽建屋 1式 <sup>※2</sup>	臨界防止機能 燃料落下防止機能 除染機能	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ピットクレーン 1個 <sup>※2</sup> 補助建屋クレーン 1個 <sup>※2</sup> 除染装置 1個 <sup>※2</sup>	核燃料物質貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 1式 <sup>※2</sup>	臨界防止機能	新燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の新燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵設備 1式 <sup>※2</sup> (使用済燃料ピット水浄化冷却設備は1系統 <sup>※2</sup> )	臨界防止機能 水位監視機能 漏えい監視機能 浄化・冷却機能 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料取替用水タンク 1台 <sup>※2</sup>			削除		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (第1表を削除)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称及び維持台数 <sup>※1</sup>	維持機能	維持期間																										
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 1式 <sup>※2</sup>	放射線遮蔽機能	1号炉心の支持構造物等の解体が完了するまで																										
	核燃料物質取扱施設	格納容器遮蔽建屋 1式 <sup>※2</sup>	臨界防止機能 燃料落下防止機能 除染機能	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																										
		使用済燃料ピットクレーン 1個 <sup>※2</sup> 補助建屋クレーン 1個 <sup>※2</sup> 除染装置 1個 <sup>※2</sup>																												
核燃料物質貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 1式 <sup>※2</sup>	臨界防止機能	新燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の新燃料の搬出が完了するまで																										
		使用済燃料貯蔵設備 1式 <sup>※2</sup> (使用済燃料ピット水浄化冷却設備は1系統 <sup>※2</sup> )	臨界防止機能 水位監視機能 漏えい監視機能 浄化・冷却機能 給水機能 (ほう素濃度を除く。)	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで																										
		燃料取替用水タンク 1台 <sup>※2</sup>																												

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前		変更後		備考																			
<p>第1表 解体対象施設のうち、維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間 (2/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称及び維持台数<sup>※1</sup></th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>プラント(主)排気筒 2基<sup>※2</sup></td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ホールドアップタンク 2基<sup>※2</sup>                      廃液ホールドアップタンク 2基<sup>※2</sup>                      廃液蒸発装置 2基<sup>※2</sup>                      イオン交換器 4基<sup>※2</sup>                      廃液蒸留水タンク 1基<sup>※2</sup>                      床ドレンタンク 1基<sup>※2</sup>                      廃液モニタタンク 2基<sup>※2</sup>                      薬品ドレンタンク 1基<sup>※2</sup>                      洗浄排水タンク 1基<sup>※2</sup>                      洗たく排水処理設備 1基<sup>※2</sup>                      保修点検建屋内モニタタンク 2基<sup>※2</sup>                      保修点検建屋内イオン交換器 1基<sup>※2</sup>                      タービン復水器冷却水放水路 1式<sup>※2</sup>                      アスファルト固化ドラム設置 1基<sup>※2</sup>                      ベイラ 1基<sup>※2</sup>                      雑固体廃棄設備 1基<sup>※2</sup>                      廃樹脂タンク 1基<sup>※2</sup>                      廃樹脂貯蔵タンク 3基<sup>※2</sup>                      廃樹脂処理装置 1基<sup>※2</sup></td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> <td></td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：維持台数以上の台数を併用する場合、施設定期検査対象設備は、併用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。                      ※2：1号及び2号炉共用</p>		施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称及び維持台数 <sup>※1</sup>	維持機能	維持期間	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	プラント(主)排気筒 2基 <sup>※2</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	液体廃棄物の廃棄設備	ホールドアップタンク 2基 <sup>※2</sup> 廃液ホールドアップタンク 2基 <sup>※2</sup> 廃液蒸発装置 2基 <sup>※2</sup> イオン交換器 4基 <sup>※2</sup> 廃液蒸留水タンク 1基 <sup>※2</sup> 床ドレンタンク 1基 <sup>※2</sup> 廃液モニタタンク 2基 <sup>※2</sup> 薬品ドレンタンク 1基 <sup>※2</sup> 洗浄排水タンク 1基 <sup>※2</sup> 洗たく排水処理設備 1基 <sup>※2</sup> 保修点検建屋内モニタタンク 2基 <sup>※2</sup> 保修点検建屋内イオン交換器 1基 <sup>※2</sup> タービン復水器冷却水放水路 1式 <sup>※2</sup> アスファルト固化ドラム設置 1基 <sup>※2</sup> ベイラ 1基 <sup>※2</sup> 雑固体廃棄設備 1基 <sup>※2</sup> 廃樹脂タンク 1基 <sup>※2</sup> 廃樹脂貯蔵タンク 3基 <sup>※2</sup> 廃樹脂処理装置 1基 <sup>※2</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで		固体廃棄物の廃棄設備		放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	<p>削除</p>		<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (第1表を削除)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称及び維持台数 <sup>※1</sup>	維持機能	維持期間																			
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	プラント(主)排気筒 2基 <sup>※2</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																			
	液体廃棄物の廃棄設備	ホールドアップタンク 2基 <sup>※2</sup> 廃液ホールドアップタンク 2基 <sup>※2</sup> 廃液蒸発装置 2基 <sup>※2</sup> イオン交換器 4基 <sup>※2</sup> 廃液蒸留水タンク 1基 <sup>※2</sup> 床ドレンタンク 1基 <sup>※2</sup> 廃液モニタタンク 2基 <sup>※2</sup> 薬品ドレンタンク 1基 <sup>※2</sup> 洗浄排水タンク 1基 <sup>※2</sup> 洗たく排水処理設備 1基 <sup>※2</sup> 保修点検建屋内モニタタンク 2基 <sup>※2</sup> 保修点検建屋内イオン交換器 1基 <sup>※2</sup> タービン復水器冷却水放水路 1式 <sup>※2</sup> アスファルト固化ドラム設置 1基 <sup>※2</sup> ベイラ 1基 <sup>※2</sup> 雑固体廃棄設備 1基 <sup>※2</sup> 廃樹脂タンク 1基 <sup>※2</sup> 廃樹脂貯蔵タンク 3基 <sup>※2</sup> 廃樹脂処理装置 1基 <sup>※2</sup>	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																			
	固体廃棄物の廃棄設備		放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																			

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前		変更後		備考																						
<p>第1表 解体対象施設のうち、維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間 (3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建物) 名称及び維持台数<sup>※1</sup></th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>固定エリアモニタ (ドラム詰室、使用済燃料ピット付近、廃棄物処理建物アスファルト固化ドラム充填監視室、雑固体焼却炉作業エリア、使用済燃料輸送容器保管建物内) 5 台<sup>※2</sup></td> <td>放射線監視機能</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>手足モニタ (退出モニタ) 3 台<sup>※2</sup> 放射線管理設備 1 式<sup>※2</sup> 排気モニタ (プラント排気筒ガスマニタ、廃棄物処理建物排ガスマニタ、雑固体焼却炉排ガスマニタ) 4 台<sup>※2</sup> 排水モニタ (廃棄物処理設備排水モニタ、保修点検建屋排水モニタ、タービン建屋床ドレンモニタ) 4 台<sup>※2</sup></td> <td>放射線監視機能 放射線管理機能 放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>管理区域を解除するまで 管理区域を解除するまで 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器 1 式</td> <td>放射性物質漏えい防止機能 (事故時の気密性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>格納容器換気送風機 1 台 格納容器排風機 1 台 格納容器換気設備 (高効率エアフィルタ) 1 台</td> <td>換気機能</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。                  ※2：1号及び2号炉共用</p>		施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称及び維持台数 <sup>※1</sup>	維持機能	維持期間	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定エリアモニタ (ドラム詰室、使用済燃料ピット付近、廃棄物処理建物アスファルト固化ドラム充填監視室、雑固体焼却炉作業エリア、使用済燃料輸送容器保管建物内) 5 台 <sup>※2</sup>	放射線監視機能	関連する設備の供用が終了するまで	屋外管理用の主要な設備	手足モニタ (退出モニタ) 3 台 <sup>※2</sup> 放射線管理設備 1 式 <sup>※2</sup> 排気モニタ (プラント排気筒ガスマニタ、廃棄物処理建物排ガスマニタ、雑固体焼却炉排ガスマニタ) 4 台 <sup>※2</sup> 排水モニタ (廃棄物処理設備排水モニタ、保修点検建屋排水モニタ、タービン建屋床ドレンモニタ) 4 台 <sup>※2</sup>	放射線監視機能 放射線管理機能 放射線監視機能 放出管理機能	管理区域を解除するまで 管理区域を解除するまで 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器 1 式	放射性物質漏えい防止機能 (事故時の気密性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	管理区域を解除するまで	その他の主要な事項	格納容器換気送風機 1 台 格納容器排風機 1 台 格納容器換気設備 (高効率エアフィルタ) 1 台	換気機能	管理区域を解除するまで	削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (第1表を削除)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称及び維持台数 <sup>※1</sup>	維持機能	維持期間																						
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定エリアモニタ (ドラム詰室、使用済燃料ピット付近、廃棄物処理建物アスファルト固化ドラム充填監視室、雑固体焼却炉作業エリア、使用済燃料輸送容器保管建物内) 5 台 <sup>※2</sup>	放射線監視機能	関連する設備の供用が終了するまで																						
	屋外管理用の主要な設備	手足モニタ (退出モニタ) 3 台 <sup>※2</sup> 放射線管理設備 1 式 <sup>※2</sup> 排気モニタ (プラント排気筒ガスマニタ、廃棄物処理建物排ガスマニタ、雑固体焼却炉排ガスマニタ) 4 台 <sup>※2</sup> 排水モニタ (廃棄物処理設備排水モニタ、保修点検建屋排水モニタ、タービン建屋床ドレンモニタ) 4 台 <sup>※2</sup>	放射線監視機能 放射線管理機能 放射線監視機能 放出管理機能	管理区域を解除するまで 管理区域を解除するまで 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																						
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器 1 式	放射性物質漏えい防止機能 (事故時の気密性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	管理区域を解除するまで																						
	その他の主要な事項	格納容器換気送風機 1 台 格納容器排風機 1 台 格納容器換気設備 (高効率エアフィルタ) 1 台	換気機能	管理区域を解除するまで																						

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前		変更後		備考
<p>第1表 解体対象施設のうち、維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間 (4/5)</p>				
施設区分 その他原子炉の附属施設	設備等の区分 非常用電源設備	設備(建屋)名称及び維持台数 <sup>※1</sup> ディーゼル発電機 1台 <sup>※2</sup>	維持機能 電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。) 電源供給機能	維持期間 使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで
	その他の主要な事項	蓄電池 1組 <sup>※2</sup> 使用済燃料輸送容器保管建屋 1式 <sup>※2</sup>	放射線遮蔽機能 放射線遮蔽機能	使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで
その他主要施設	原子炉補機冷却設備	保修点検建屋 1式 <sup>※2</sup>	放射線遮蔽機能	線源となる設備の解体が完了するまで
		放射性機器冷却水ポンプ 1台 <sup>※2</sup> 放射性機器冷却水冷却器 1基 <sup>※2</sup> 放射性機器冷却水サージタンク 1個 <sup>※2</sup>	放射性物質漏えい防止機能 冷却機能 (自動起動機能を除く。)	管理区域を解除するまで 使用済燃料貯蔵設備(1号及び2号炉共用)内の使用済燃料の搬出が完了するまで
	原子炉補機冷却海水設備	海水ポンプ 1台 <sup>※2</sup>	放射線遮蔽機能	線源となる設備の解体が完了するまで
	建屋	原子炉補助建屋 1式 <sup>※2</sup> 廃棄物処理建屋 1式 <sup>※2</sup>	放射線遮蔽機能 放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	管理区域を解除するまで 線源となる設備の解体が完了するまで
<p>※1：維持台数以上の台数を使用する場合、施設定期検査対象設備は、使用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。                  ※2：1号及び2号炉共用</p>				
		削除		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (第1表を削除)</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



変更前		変更後		備考																																																				
<p>第1表 解体対象施設のうち、維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間 (5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称及び維持台数<sup>※1</sup></th> <th>維持機能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">その他主要施設</td> <td>換気設備</td> <td>補助建屋送気ファン 4台<sup>※2</sup></td> <td rowspan="15">換気機能 (よう素除去機能を除く。)</td> <td rowspan="15">管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助建屋排気フィルタユニット 2台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助建屋排気ファン 2台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン 2台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気フィルタユニット 2台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料取扱区域送気ファン 1台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料取扱区域排気フィルタユニット 1台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料取扱区域排気ファン 1台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>出入管理区域換気設備(送風機) 1台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>出入管理室排気フィルタユニット 1台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>出入管理室排気ファン 1台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄物処理建屋送気ファン 1台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄物処理建屋排気フィルタユニット 1台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄物処理建屋排気ファン 1台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保修点検建屋送気ファン 1台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保修点検建屋排気フィルタユニット 1台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保修点検建屋排気ファン 1台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火設備</td> <td>消火栓 1式<sup>※2</sup></td> <td>消火機能</td> <td>各建屋を解体する前まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明設備</td> <td>非常用照明 1式<sup>※2</sup></td> <td>照明機能</td> <td>各建屋を解体する前まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は、供用する台数すべてについて施設定期検査を受検する。                  ※2: 1号及び2号炉共用</p>		施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称及び維持台数 <sup>※1</sup>	維持機能	維持期間	その他主要施設	換気設備	補助建屋送気ファン 4台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで		補助建屋排気フィルタユニット 2台 <sup>※2</sup>		補助建屋排気ファン 2台 <sup>※2</sup>		補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン 2台 <sup>※2</sup>		補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気フィルタユニット 2台 <sup>※2</sup>		燃料取扱区域送気ファン 1台 <sup>※2</sup>		燃料取扱区域排気フィルタユニット 1台 <sup>※2</sup>		燃料取扱区域排気ファン 1台 <sup>※2</sup>		出入管理区域換気設備(送風機) 1台 <sup>※2</sup>		出入管理室排気フィルタユニット 1台 <sup>※2</sup>		出入管理室排気ファン 1台 <sup>※2</sup>		廃棄物処理建屋送気ファン 1台 <sup>※2</sup>		廃棄物処理建屋排気フィルタユニット 1台 <sup>※2</sup>		廃棄物処理建屋排気ファン 1台 <sup>※2</sup>		保修点検建屋送気ファン 1台 <sup>※2</sup>		保修点検建屋排気フィルタユニット 1台 <sup>※2</sup>		保修点検建屋排気ファン 1台 <sup>※2</sup>		消火設備	消火栓 1式 <sup>※2</sup>	消火機能	各建屋を解体する前まで		照明設備	非常用照明 1式 <sup>※2</sup>	照明機能	各建屋を解体する前まで	<p>削除</p>		<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (第1表を削除)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称及び維持台数 <sup>※1</sup>	維持機能	維持期間																																																				
その他主要施設	換気設備	補助建屋送気ファン 4台 <sup>※2</sup>	換気機能 (よう素除去機能を除く。)	管理区域を解除するまで																																																				
		補助建屋排気フィルタユニット 2台 <sup>※2</sup>																																																						
		補助建屋排気ファン 2台 <sup>※2</sup>																																																						
		補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気ファン 2台 <sup>※2</sup>																																																						
		補助建屋 E.L.+4.9m 及び 11.3m よう素除去排気フィルタユニット 2台 <sup>※2</sup>																																																						
		燃料取扱区域送気ファン 1台 <sup>※2</sup>																																																						
		燃料取扱区域排気フィルタユニット 1台 <sup>※2</sup>																																																						
		燃料取扱区域排気ファン 1台 <sup>※2</sup>																																																						
		出入管理区域換気設備(送風機) 1台 <sup>※2</sup>																																																						
		出入管理室排気フィルタユニット 1台 <sup>※2</sup>																																																						
		出入管理室排気ファン 1台 <sup>※2</sup>																																																						
		廃棄物処理建屋送気ファン 1台 <sup>※2</sup>																																																						
		廃棄物処理建屋排気フィルタユニット 1台 <sup>※2</sup>																																																						
		廃棄物処理建屋排気ファン 1台 <sup>※2</sup>																																																						
		保修点検建屋送気ファン 1台 <sup>※2</sup>																																																						
	保修点検建屋排気フィルタユニット 1台 <sup>※2</sup>																																																							
	保修点検建屋排気ファン 1台 <sup>※2</sup>																																																							
	消火設備	消火栓 1式 <sup>※2</sup>	消火機能	各建屋を解体する前まで																																																				
	照明設備	非常用照明 1式 <sup>※2</sup>	照明機能	各建屋を解体する前まで																																																				

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類六 追補

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>追補1 「<u>2. 第1段階における維持管理対象設備</u>」の追補</p> <p>I. 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について……………6-追1-1</p> <p>II. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料の健全性について……………6-追1-3</p> <p>III. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の未臨界性評価について……………6-追1-17</p> <p>IV. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆への放射線被ばくの影響について……………6-追1-31</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>追補1 「<u>3. 性能維持施設の機能及びその性能</u>」の追補</p> <p>I. 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について……………6-追1-1</p> <p>II. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料の健全性について……………6-追1-3</p> <p>III. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の未臨界性評価について……………6-追1-17</p> <p>IV. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆への放射線被ばくの影響について……………6-追1-31</p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更</p>

6-追-1

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類六 追補

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">追 補 1</p> <p style="text-align: center;">「<u>2. 第1段階における維持管理対象設備</u>」の追補</p> <p>添付書類六「<u>2. 第1段階における維持管理対象設備</u>」の記述に次のとおり追補する。</p> <p>I. 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について</p> <p>1. はじめに</p> <p>「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（平成25年11月27日 原管廃発第13112716号 原子力規制委員会決定）」の「Ⅲ. 2. (1) 解体対象となる施設及びその解体の方法」において、「使用済燃料貯蔵施設に使用済燃料が存在する間は、使用済燃料貯蔵施設から冷却水が大量に漏えいする事象等を考慮し、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための必要な設備等の<u>重大事故対策設備</u>の解体について、その機能を維持管理する期間が適切に評価されていること。あるいは、その設備が不要であることが適切に評価されていること」を要求されている。</p>	<p style="text-align: center;">追 補 1</p> <p style="text-align: center;">「<u>3. 性能維持施設の機能及びその性能</u>」の追補</p> <p>添付書類六「<u>3. 性能維持施設の機能及びその性能</u>」の記述に次のとおり追補する。</p> <p>I. 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について</p> <p>1. はじめに</p> <p>「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（平成25年11月27日 原管廃発第13112716号 原子力規制委員会決定）」の「Ⅲ. 2. (1) 解体対象となる施設及びその解体の方法」において、「使用済燃料貯蔵施設に使用済燃料が存在する間は、使用済燃料貯蔵施設から冷却水が大量に漏えいする事象等を考慮し、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための必要な設備等の<u>重大事故等対処設備</u>の解体について、その機能を維持管理する期間が適切に評価されていること。あるいは、その設備が不要であることが適切に評価されていること」を要求されている。</p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>4. <u>重大事故対策設備</u>の必要性について</p> <p>使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界を防止できると評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための<u>重大事故対策設備</u>は不要である。</p>	<p>4. <u>重大事故等対処設備</u>の必要性について</p> <p>使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界を防止できると評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための<u>重大事故等対処設備</u>は不要である。</p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書

廃止措置の実施体制に関する説明書の記述を、大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類八

変更前	変更後	備考
<p>添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書</p> <p>2. 廃止措置に係る経験</p> <p>当社は、昭和45年11月に美浜発電所1号炉の営業運転を開始して以来、40年を超える運転実績を有するとともに、高浜発電所及び大飯発電所も含めて保有する計11基の発電用原子炉施設の運転・保守において、多くの<u>保守管理</u>、保安管理、放射線管理等の経験・実績を有している。また、平成29年4月に美浜発電所1号炉及び2号炉が廃止措置段階に移行していることから、廃止措置に係る経験も有している。</p>	<p>添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書</p> <p>2. 廃止措置に係る経験</p> <p>当社は、昭和45年11月に美浜発電所1号炉の営業運転を開始して以来、40年を超える運転実績を有するとともに、高浜発電所及び大飯発電所も含めて保有する計11基の発電用原子炉施設の運転・保守において、多くの<u>施設管理</u>、保安管理、放射線管理等の経験・実績を有している。また、平成29年4月に美浜発電所1号炉及び2号炉が廃止措置段階に移行していることから、廃止措置に係る経験も有している。</p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書の記述を、大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類九

変更前	変更後	備考
<p>添付書類九 <u>品質保証計画</u>に関する説明書</p> <p><u>廃止措置期間中における品質保証活動は、原子炉等規制法第43条の3の2第1項並びに実用炉規則第69条、第70条、第71条及び第92条第3項に基づき、保安規定において、社長をトップマネジメントとする品質保証計画を定め、保安規定及び原子力発電の安全に係る品質保証規程並びにその関連文書により廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。また、廃止措置期間中における品質保証活動は、廃止措置における安全の重要性に応じた管理を実施する。</u></p> <p><u>「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す廃止措置期間中に機能を維持すべき設備の保守管理等の廃止措置に係る業務は、この品質保証計画の下で実施する。</u></p>	<p>添付書類九 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステム</u>に関する説明書</p> <p><u>1. 概要</u></p> <p><u>廃止措置期間中における大飯発電所の安全を達成・維持・向上させるため、原子炉設置許可申請書本文第十一号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づき、廃止措置に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを構築し、大飯発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に定めている。</u></p> <p><u>品質マネジメントシステム計画では、社長をトップマネジメントとし品質マネジメントシステムを定め、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。</u></p> <p><u>廃止措置に係る工事、性能維持施設の施設管理等、廃止措置に係る業務は、品質マネジメントシステム計画の下で実施する。</u></p> <p><u>2. 品質マネジメントシステム</u></p> <p><u>(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、</u></p>	<p>・実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類九

変更前	変更後	備考
	<p><u>その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</u></p> <p><u>(2) 原子力部門は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを原子力部門に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p><u>a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にする。</u></p> <p><u>b. プロセスの順序及び相互の関係を明確にする。</u></p> <p><u>c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力部門の保安活動の状況を示す指標（以下、「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。</u></p> <p><u>なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</u></p> <p><u>d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下、「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む）。</u></p> <p><u>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</u></p> <p><u>g. プロセス及び原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</u></p> <p><u>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際</u></p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類九

変更前	変更後	備考
	<p><u>に</u>対立が生じた場合には、<u>原子力の安全が確保されるよ</u> <u>うにする。</u>これには、<u>セキュリティ対策が原子力の安全</u> <u>に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキ</u> <u>ュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決する</u> <u>ことを含む。</u></p> <p><u>(3) 原子力部門は、健全な安全文化を育成及び維持する。こ</u> <u>れは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考</u> <u>慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指してい</u> <u>ることをいう。</u></p> <p><u>a. 原子力の安全及び安全文化の理解が原子力部門全体で</u> <u>共通のものとなっている。</u></p> <p><u>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</u></p> <p><u>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解</u> <u>して遂行し、その業務に責任を持っている。</u></p> <p><u>d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定</u> <u>が行われている。</u></p> <p><u>e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、</u> <u>原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u></p> <p><u>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速や</u> <u>かに報告され、報告された問題が対処され、その結果が</u> <u>関係する要員に共有されている。</u></p> <p><u>g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を原子</u> <u>力部門全体で共有し、安全文化を改善するための基礎と</u></p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類九

変更前	変更後	備考
	<p><u>している。</u></p> <p><u>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u></p> <p><u>(4) 原子力部門は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</u></p> <p><u>(5) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p><u>3. 経営責任者等の責任</u></p> <p><u>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</u></p> <p><u>(1) 品質方針を定めること。</u></p> <p><u>(2) 品質目標が定められているようにすること。</u></p> <p><u>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう）。</u></p> <p><u>(4) マネジメントレビューを実施すること。</u></p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類九

変更前	変更後	備考
	<p>(5) <u>資源が利用できる体制を確保すること。</u></p> <p>(6) <u>関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</u></p> <p>(7) <u>保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</u></p> <p>(8) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</u></p> <p>4. <u>個別業務に関する計画、実施、評価及び改善</u></p> <p>4.1 <u>個別業務に必要なプロセスの計画</u></p> <p>(1) <u>原子力部門は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</u></p> <p>(2) <u>原子力部門は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</u></p> <p>(3) <u>原子力部門は、個別業務に関する計画（以下、「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a. <u>個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、並びに当該分</u></p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類九

変更前	変更後	備考
	<p><u>析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)</u></p> <p><u>b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</u></p> <p><u>c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</u></p> <p><u>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準</u></p> <p><u>e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p><u>(4) 原子力部門は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</u></p> <p><u>4.2 個別業務の実施</u></p> <p><u>原子力部門は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u></p> <p><u>(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、及び、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。</u></p> <p><u>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</u></p> <p><u>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</u></p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類九

変更前	変更後	備考
	<p><u>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</u></p> <p><u>(5) 監視測定を実施していること。</u></p> <p><u>(6) 品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</u></p> <p><u>4.3 評価及び改善</u></p> <p><u>4.3.1 監視測定、分析、評価及び改善</u></p> <p><u>原子力部門は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、原子力部門が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</u></p> <p><u>4.3.2. 不適合の管理</u></p> <p><u>(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう）。</u></p> <p><u>(2) 原子力部門は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p> <p><u>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</u></p> <p><u>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと。</u></p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表 添付書類九

変更前	変更後	備考
	<p><u>c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</u></p> <p><u>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(3) 原子力部門は、(2)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p><u>4.3.3 改善</u></p> <p><u>原子力部門は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</u></p> <p><u>5. 廃止措置に係る業務</u></p> <p><u>廃止措置期間中における品質保証活動は、廃止措置の安全の重要性に応じた管理を実施する。廃止措置に係る工事、性能維持施設の施設管理等の廃止措置に係る業務は、品質マネジメントシステム計画の下で実施する。</u></p>	<p>・ 実用炉規則改正に伴う変更 (以下同様)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。